

学校非公式サイト等の監視の実施について(これまでの取組など)

東京都青少年の健全な育成に関する条例(平成19年7月改正)

第18条の9 (インターネット利用に係る都の責務)
 都は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。〔平成17年追加〕

東京都教育ビジョン(第二次)(平成20年5月)

視点2「教育の質の向上・教育環境の整備を推進する」(8)子供の安全・安心の確保

重点施策17 有害情報から子供を守るための情報教育と企業との連携の推進

推進計画48 携帯電話やインターネットの利用を巡る問題への対応

子供が携帯電話やインターネットを利用した犯罪の被害者にも加害者にもならないためには、いじめ等につながるサイトへの対応やフィルタリングの普及が重要である。携帯電話等事業者はフィルタリングの導入促進活動を強化しているが、着実に導入されるよう、引き続き関係事業者等へ働きかけを行う。

また、携帯電話やインターネットの利用を巡る問題についての庁内連絡会議を設置し、各局が連携しながら対応を検討する。

「10年後の東京」への実行プログラム2009

施策37:学校・家庭・地域の連携で21世紀を担う子供を育成

インターネットや携帯電話の適正な利用に関する指導【新規】

都内公立校における学校非公式サイトの実態把握を行い、児童・生徒に関する掲示板での誹謗中傷の防止等に向け、不適切な書き込みやサイトの削除要請を行う。また、インターネットや携帯電話の適正利用に向け、児童・生徒や保護者への啓発資料の配布や、指導資料に基づく学校での指導を継続的に実施する。

現 状 と 課 題

子供のインターネット・携帯電話利用に関する実態調査〔平成20年7月〕

・ 明らかになった課題

- 1 児童・生徒約12万人が被害を経験
- 2 児童・生徒と保護者の意識の乖離
- 3 教員が対応に苦慮

・ トラブルの経験者

小学生の	10人に1人
中学生の	4人に1人
高校生の	10人に3人
特別支援学校 児童・生徒の	5人に1人

・ 「トラブルがあった」児童・生徒と「相談を受けた」保護者の割合の差

小学生	8.4ポイント
中学生	10.9ポイント
高等学校	18.9ポイント
特別支援学校	14.6ポイント

・ 教員の実態

喫緊の課題である。	96.4%
対応に困っている。	66.8%

これまでの主な取組

子供のインターネット・携帯電話に係るトラブルの対応について(通知)〔平成20年10月9日〕

実態調査の結果公表及び児童・生徒、保護者、教員、関係業者へのアピール文発出

ハイク犯罪対策シンポジウム〔平成20年11月26日〕

警視庁との連携

子供の携帯電話の利用に係る取組について(通知)〔平成21年1月8日〕

子供のインターネット・携帯電話利用に係る指導資料〔平成21年1月〕

新聞(主要6紙)での啓発広告「本当に必要ですか？子供にケータイ？」〔平成21年2月〕

青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進および適切な利用のための啓発活動について(依頼)〔平成21年3月16日〕

年度始めにおける子供の携帯電話利用に係る指導等の徹底について(通知)〔平成21年3月30日〕

人権教育プログラム学校教育編(平成21年3月)・安全教育プログラム(平成21年3月)を活用した指導の充実

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律〔平成21年4月施行〕

「とうきょうの教育」(小・中学生版)での啓発活動〔平成21年4月〕

「保護者の皆さん 子供の携帯にフィルタリングはついてますか！」(警視庁・東京都・東京都教育委員会)